



高校生相当の児童を養育している

はい

中学生以下の児童を養育している

いいえ

高校生の児童について引き続き次世代育成手当の対象です。

はい

中学生以下の児童を養育している

はい

6月分以後所得上限額※により児童手当の支給対象外になる

※ 支給対象外となる場合は、児童手当を支給していた自治体等から6月以後、児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書が届きます。

いいえ

引き続き中学生以下の児童については児童手当が支給されます。  
（高校生相当の児童がいる場合は次世代育成手当も支給されます。）

これまで児童手当を受給していたのは

配偶者

配偶者は公務員である

自分

自分は公務員である

配偶者は区外に住んでいる

いいえ

中学生以下の児童について次世代育成手当の対象ですが、**申請が必要**です。

**期限 9月30日（必着）**

中学生以下の児童について次世代育成手当の対象です。  
**（申請不要）**。

※ これまで児童手当の支給を受けていた方を次世代育成手当の受給者として認定します。

いいえ

いいえ

児童手当も次世代育成手当も**対象外**です。

いいえ

はい

はい

はい

いいえ